



報道関係者各位

エコマーク認定基準制定について (トナーカートリッジ、インクカートリッジ)

(公財)日本環境協会 エコマーク事務局 (住所:東京都中央区、理事長:森嶋 昭夫)は、7月15日付で下記の認定基準2件を制定しましたので、お知らせします。同日より、新基準での認定審査申込の受付を開始します。

◇No.132「トナーカートリッジ Version2」(見直し)

◇No.142「インクカートリッジ Version2」(見直し)

複写機、プリンタ、ファックスなどに使用されるトナーカートリッジは、2014年の国内出荷数が約2,244万本と推計されています。カートリッジには、プリンタ等の機器製造メーカーなどが生産する新品のカートリッジと、使用済みカートリッジを用いた再生カートリッジがありますが、現在では再生トナーカートリッジが国内出荷数の約25%を占めるまでとなっています。同様に、プリンタなどに使用されるインクカートリッジは、年間約2億個が流通するといわれています。そのため、使用済みカートリッジの回収・リサイクルが必要であり環境配慮型の新品カートリッジに加えて、環境面・品質面(新品との印刷処理能力比等)に配慮した再生カートリッジをバランスよく普及することが重要です。

エコマークでは2005年に商品類型No.132「トナーカートリッジ Version1」、2008年に商品類型No.142「インクカートリッジ Version1」認定基準を制定し、環境に配慮された新品と再生のカートリッジの普及に努めてきました。今回の認定基準の見直しにおいては、トナー/インクまたはカートリッジに用いる材料の環境や人への安全性、リサイクルしやすい製品設計、使用済みカートリッジの回収・リサイクル等の適正な処理の促進、適切な情報提供がされているかなど、製品ライフサイクル全体を総合的に評価しました。また、カートリッジ使用時の総揮発性有機化合物(TVOC)や微粒子・超微粒子*の放散などの基準も強化し、環境配慮の取り組みがさらにステップアップできるような基準を制定しました。

*微粒子・超微粒子基準は、トナーカートリッジに適用

認定基準および基準の解説は、エコマーク事務局ホームページ (www.ecomark.jp/nintei) で公開しています。 以上

<本件に関するお問い合わせ>

公益財団法人日本環境協会 エコマーク事務局 基準・認証課

電話: 03-5643-6253 E-mail: info@ecomark.jp

〒103-0002 東京都中央区日本橋馬喰町1-4-16 馬喰町第一ビル9F

<エコマークについて>

国際標準化機構の規格ISO14024「タイプI環境ラベル制度」に基づく認定制度です。1989年に創設され(公財)日本環境協会が運営しています。環境への負荷が少ないなど、環境保全に役立つと認められる商品やサービスにつけられ、消費者が暮らしと環境の関係を考え、環境保全の面でより良い商品を選びやすくすることを目的としています。

エコマーク事務局ホームページでは、最新情報を随時アップしています。URL: <http://www.ecomark.jp/>